いわむら

発行所　岩室村公明選挙推進協議会　　選挙特集号
印刷所　巻・北洋印刷KK

1月28日は 村長、議会議員の 選挙投票日です

人の言葉にまどわされず
棄権しないで投票し、
きれいな選挙をいたしましょう。

一月二十八日行られる 村長・村会議員の選挙について

◇…四年前の一月二十日に岩室村と和納村が合併し、同年二月十四日に、岩室村長並岩室村議会議員の選挙が執行されましたが、今年の二月十三日に任期満了となりますので、一月二十八日に選挙が執行される事となります。…◇

選挙管理委員会では、来る一月二十八日にこの選挙を執行する事に決定し準備を進めておりますが、細部についてお知らせ致します。

一、日程

一月二十一日
選挙告示（立候補受付開始）

一月二十四日
立候補届出〆切

一月二十五日
選挙（開票）立会人届出〆切

一月二十八日
投票日（即日開票）

二、選挙の方法

○議会議員選挙
自書式投票（普通投票）

○村長選挙　記号式投票
記号式投票とは、村条例で定めて、今回から始めて採用した投票方法でありますが、投票用紙に立候補した候補者の氏名を刷り込んで置き、投票用紙の上欄に○の記号をつけて（○印を押してもよく、又は書いてもよい）投票する事です。

投票用紙のひな形

（表）

岩室村長選挙投票

岩室村選挙管理委員会印

（中）

注意

一、投票しようとする候補者一人の氏名の上の○をつける欄に○をつけること。

二、○のほかは何も書かぬこと。

○をつける欄	候補者氏名
	甲野太郎
	乙野次郎

⊙○は正しく、一つだけでいくつも書くと無効になります。

⊙△や×印をつけると無効になりますから、ぜったいに書かないこと。

⊙○印の書けない人は、今までどおり代理投票ができます。

三、投票用紙の色別

村長選挙　黒色
議会議員選挙　赤色

四、定数（議会議員）

前回は、和納地区、岩室地区、間瀬地区の三地区に選挙区を区別し、定数を九人、十二人、五人、計二十六名とそれぞれわけて条例があったが、今回は条例を廃止し一村全区域を一選挙区とし、定数を二十六名と定めた。

五、投票所の場所

投票所名	部落名
第一投票所 和納小学校	和納、高橋、富岡
第二投票所 津雲田本多忠作宅	原、津雲田
第三投票所 夏井事務所	夏井、南谷内
第四投票所 岩室小学校東校舎	北野、西中、潟上、白鳥、西長島、横曽根、新谷
第五投票所 西船越事務所	西船越、油島、高畑
第六投票所 石瀬事務所	金池、石瀬、久保田、猿ヶ瀬
第七投票所 岩室公会堂	岩室、樋曽、尻引、田子島、橋本
第八投票所 間瀬支所	間瀬

六、投票時間

午前七時から午後六時まで

七、選挙（開票）会場

岩室村役場

八、不在者投票が出来るもの

投票日の当日、次の事由により投票所に行って、投票出来ない者は一月二十一日から一月二十七日までの毎日午前八時三十分から午後五時まで、役場又は各支所で不在者投票をする事が出来ますから、印鑑持参の上お出で下さい。

一、選挙人が、岩室村の区域外において職務又は業務に従事中である事。（務め先の証明書が必要）

二、選挙人がやむを得ない用務、又は事故のため岩室村の区域外に旅行中、又は滞在中であるべき事。

三、選挙人が、疾病、負傷、姙娠、不具、産褥、若しくは老衰のため歩行が著しく困難であるべきこと。又は監獄、少年院に入院中であるべきこと。

四、その他、定められた法律に該当する者。

九、代理投票が出来る者

身体の故障又は、文盲により、自から候補者の氏名が記載出来ない者は、投票管理者に申出る事により代理投票をさせる事が出来る。